

調理師試験を受験されるみなさんへ

1 試験日時 令和6年8月28日(水) 13:30~15:30

2 試験会場 愛媛県民文化会館(松山市道後町2丁目5-1)

※他会場で実施する場合もあるので受験票を確認してください。

3 受験願書について

(1) 受付期間 6月24日(月)から7月5日(金)まで(土、日曜日は除く。)

8:30~17:15(12:00から13:00の間を除く。)

郵送による場合は7月5日までの消印のあるものまで受け付けることができます。

(2) 提出先 県内居住者は住所地を所管する保健所

県外住居者は愛媛県保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課

(3) 必要書類等

ア 受験願書

・住所は番地、アパート名、室番まできちんと記入してください。

・氏名のふりがな、及び連絡先(電話番号)は必ず記入してください。

・写真は出願前6か月以内に撮影した名刺型(大きさ横4cm×縦6cm、正面・無帽・上半身・無背景、カラー・白黒どちらでも可。)とし、その裏に氏名を記入して貼り付けてください。

イ 学校卒業証明書

・現在の学校名が卒業時と変更している場合は、旧学校名も記入してもらってください。

・卒業証明書の代わりに、卒業証書の写し(コピー)でもかまいません。ただし、この場合は、原本を窓口の保健所に持参し、原本照合を受けてください。

・婚姻等により氏名に変更がある場合は、戸籍抄本、謄本、個人事項証明書等(発行6か月以内)を窓口の保健所に持参し、照合を受けてください。

ウ 調理業務従事証明書

・証明内容は、証明者がもれなく記入し、押印してください。また、左余白に証明者の「捨印」をしてください。

・原則として当該施設長が証明してください。ただし、従事者と施設長とが同一人、配偶者もしくは二親等内の血族の場合、または施設の廃業等により施設長がいない場合は、地区食品衛生協会、調理師会等所属団体の長または同業者の証明を受けてください(その場合は、「証明者が施設長でない場合の理由」欄の該当項目に○印を付けてください)。

・証明者印は次の表のとおり用いてください。

証明者	証明者の印	添付書類
個人	店長・店主・施設の代表者等の印	実印の印鑑登録証明書(市町村発行)
法人・団体等	代表者(代表取締役、理事長等)の印(職印があり、職名が刻印されている場合)	なし
	会社等の印(会社の代表者印等で、「職名」が刻印されていないもの)	印鑑登録証明書(法務局発行)
	代表者個人の印(職印がなく、個人印で証明する場合)	実印の印鑑登録証明書(市町村発行)

*印鑑登録証明書は発行後3か月以内のものを添付してください。

・「給食施設の開設年月日」とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって多数人に

対して食品を提供する施設として開始した年月日のことをいいます。なお、給食施設については、届出がなされている施設であって、かつ1回20食以上又は1日50食以上提供する施設であること。

- ・「調理業務の内容」欄は実際に従事した調理工程全てに○印を付けてください。原則、○印が3つ未満の場合、調理業務とは認められません。また、「その他」の場合は、その内容を具体的に記載してください。
- ・下記に該当する場合は、調理業務に従事しているものとは認められません。
 - ① 栄養士、保育士、看護師、ホームヘルパー等の職種として主たる業務に付随して調理の業務に従事している場合
 - ② 主として調理品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している場合
 - ③ 単純作業の繰り返しのみ（材料の野菜を切るだけ、半調理品を揚げるだけ等）の場合
- ・長期休暇（夏休み等）が1か月以上の場合に従事期間から除きます。
- ・調理業務従事証明書は、調理師試験受験資格認定に係る重要なものであり、虚偽の記載をしたことが判明した場合、受験資格及び合格を取り消すことがあるとともに、有印私文書偽造等の罪に問われることがあります。

エ 受験手数料 6, 100円

*令和元年度から令和5年度までに愛媛県が実施した調理師試験に受験願書を提出した方は、「受験票」または「調理師試験受験資格に関する申立書」の提出があれば、「学校卒業証明書」及び「調理業務従事証明書」の提出を省略できます。

婚姻等により氏名に変更がある場合は、戸籍抄本、謄本、個人事項証明書等（発行6か月以内）を窓口の保健所に持参し、照合を受けてください。

(4) 書類記入、提出上の注意

- ア 書類は各1部提出してください。
- イ 黒、青インクまたはボールペン（消えるボールペン不可）にて楷書で記入してください。
- ウ 印鑑は浸透スタンプ印を使用しないでください。
- エ 書類に不備があると受付できないので、早めに提出してください。

4 試験問題

試験は6科目で、各科目の出題割合は概ね次のとおりとなります。

公衆衛生学	15%	食品衛生学	25%
食品学	10%	調理理論	30%
栄養学	15%	食文化概論	5%

5 合格発表

愛媛県ホームページ並びに愛媛県庁及び各保健所の掲示板に掲載されます。

（日時は試験当日に通知されます。）

6 問い合わせ先

最寄りの保健所生活衛生課（四国中央保健所は衛生環境課）

四国中央保健所	☎0896-23-3360	中予保健所	☎089-941-1111
西条保健所	☎0897-56-1300	八幡浜保健所	☎0894-22-4111
今治保健所	☎0898-23-2500	宇和島保健所	☎0895-22-5211
松山市保健所	☎089-911-1808		

県外居住者の方

愛媛県保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課 ☎089-912-2396

(別紙様式)

調理師試験受験資格に関する申立書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申立者氏名

生年月日 年 月 日

私は、調理師試験受験願書の提出にあたり、以下のとおり過去の試験において受験を認められていますので、今回は当申立書をもって調理師法施行細則第1条第1号及び第2号に定める書類として認めていただきますようお願いいたします。

1 受 験 年 年

2 受 験 番 号 第 号